

地域クラブ活動指導者のための研修プログラム開発及び研修実施業務委託仕様書

この仕様書は企画提案書作成用である。

企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

地域クラブ活動指導者のための研修プログラム開発及び研修実施業務委託

2 目的

平日及び休日の学校部活動地域展開に係る指導者を確保・育成するため、国のガイドラインにおいて示された地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力を担保する研修プログラムを開発し、地域の指導者に研修の機会を県として提供することで、県内各市町村において認定地域クラブ活動指導者として登録可能な人材を確保し、学校部活動地域展開の取組を促進する。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

受託者は、研修の申し込みから動画配信、理解度確認テスト、修了証交付まで、研修実施に係る一連のシステムを構築し、インターネット経由で利用できるようにすること。概要は次のとおりとするが、受託候補者の提案内容に基づき協議の上決定するものとするため、本仕様書の内容以外に効果的な方策や取組があれば、積極的に提案すること。（ただし、業務委託料内で実行可能なものに限る。）

委託業務に携わる者については、国が定めた「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」、県が策定した「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画」に精通した者とする。

（1）研修動画の制作・配信

以下の研修メニューについて研修動画を制作し、配信するとともに、研修メニューに沿った研修資料を作成すること。

- ① 部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方
- ② 生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
- ③ 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
- ④ 生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)
- ⑤ 中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
- ⑥ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ⑦ 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導

- ⑧ 女子生徒の健康課題への配慮
- ⑨ 障害のある生徒等への配慮
- ⑩ 生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ⑪ 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
- ⑫ 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
- ⑬ 保護者との連絡調整等
- ⑭ 生徒が在籍する中学校等との連携

プログラム開発に当たっては、公益財団法人埼玉県スポーツ協会及び同協会が持つ県内大学とのネットワーク機能等と連携し、関係者が持つノウハウや専門的見地を活用すること。

研修動画及び研修資料については、運動部・文化部指導者が共に受講することを踏まえ、内容に偏りのないよう配慮し、いずれも県教育局の監修を受け、必要に応じて修正すること。

動画制作に係る機材は受託者が用意すること。

業務期間内は24時間動画視聴が可能であること。ただし、システムメンテナンス等により運用停止が必要となる場合は、事前に通知やお知らせを行うこと

動画形式は以下の使用を基本とすること。

- ・MP4形式（H.264）、フルHD（1920×1080）以上
- ・パソコン及びスマートフォンで視聴可能な形式
- ・動画配信は、以下の環境で利用可能であること。

PC Microsoft Edge、Google Chrome、Safari、Mozilla Firefox 最新版を基本とする。

スマートフォン iOS、Android 主要ブラウザで視聴可能であること。

研修修資料はインターネット上でダウンロードできること。

動画の早送り閲覧等を防止する措置を講ずること。

（2）受講管理システム

受託者は、受講管理システムを構築又は提供し、次の機能を備えること。

① 受講申込機能

受講者がインターネット上で申し込みできること。

② 受講者管理

受講者情報を管理できること。

③ ログイン機能

受講者ごとに認証できること。ID・パスワード等を用いた認証のほか、ワンタイムトークン等を用いたパスワードレス認証方式を含む適切な手段を可とし、個人情報に対するセキュリティ機能を有すること。

ただし、採用する認証方式については、事前に委託者の承認を得ること。

④ 受講履歴管理

受講状況及び進捗状況を管理できること。

⑤ 視聴管理

動画の視聴履歴及び受講完了状況を確認できること。

⑥ その他

合格者リストを Excel 方式で出力できること。

(3) 理解度確認テスト

動画研修の各メニュー修了毎に理解度確認テストを実施すること。

テストについては以下のとおりとする。

① 合格基準を設定できること。

② 合格基準に満たない場合は再受験できること。

③ テスト結果を保存できること。

(4) 対面研修の実施

受託者は、2 時間程度の対面研修を県内 4 地区で 4 回ずつ実施すること。

研修内容は、対面であることを踏まえ、動画研修では得られない資質・能力の向上に資するものであること。

例 救急対応実習（AED 使用、心肺蘇生法 など）

ロールプレイ（地域・保護者からの苦情対応、生徒間トラブル対応 など）

実施に当たっては、県内大学の施設を活用すること。講師については、県教育局関係課、県内大学の人材を積極的に活用すること。

研修内容については、公益財団法人埼玉県スポーツ協会及び同協会が持つ県内大学とのネットワーク機能等と連携し、関係者が持つノウハウや専門的見地を活用すること。また、運動部・文化部指導者が共に受講することを踏まえ、内容に偏りのないよう配慮すること。内容及び研修資料については、いずれも県教育局の監修を受け、必要に応じて修正すること。

(5) マニュアルの作成

システム操作及び受講方法等に関するマニュアルを作成し、システム上で閲覧できること。

(6) 修了証の発行

理解度確認テストにおいて合格基準を満たし、かつ対面研修を 1 回修了した受講者に対し、電子修了証（PDF 等）を自動発行できること。

修了証には、少なくとも次の事項を記載すること。

① 氏名

② 修了年月日

③ 研修名

④ 修了番号

⑤ 発行者名

⑥ 有効期限

(7) 県との打ち合わせ及び県への助言等支援

本業務の実施に当たっては、県の求めに応じて、県と綿密に打ち合わせを行うとともに、県の指示に従い誠実に業務を進めるものとする。また、必要に応じて、県に対し専門的見地から助言等支援をすること。打ち合わせ及び助言等支援については、原則オンラインで実施する。協議又は打合せの内容については、その都度、受託者が書面に記録し、相互に確認すること。

(8) 問い合わせ対応

受講者からのシステム操作及び受講方法等に関する問い合わせに対応すること。対応方法は電子メールを基本とし、必要に応じて電話対応を行うこと。

(9) 障害発生時の対応

復旧体制を有すること。

4 想定受講者数

1, 0 0 0 人

増減に対応すること。

5 完了の報告

報告委託業務が完了したときは遅滞なく、業務委託実績報告書を県に提出すること。

6 留意事項

- (1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。
- (3) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本事業の報告書に係る一切の権利は埼玉県に帰属するものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。